

# 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成29年11月14日

世田谷区

## 1 事業概要

### (1) 件名

世田谷区障害者夜間・休日虐待通報ダイヤル業務委託

### (2) 事業内容

電話（FAX）窓口の設置及び受付

障害者への虐待に関する通報・届出を受ける専門員を配置した電話（FAX）窓口の設置及び受付を行う。

通報・届出電話への対応（FAXでの受付の場合も、電話に準じて行う。）

通報者等から障害者への虐待に関する通報・届出があった場合は、内容を的確に聴取し、記録する。なお、匿名による通報・届出の場合は、柔軟に対応するとともに、可能な範囲で内容を聴取すること。

また、緊急を要する場合は、区の指定緊急連絡先に電話連絡し、その内容を報告し、状況により必要と判断した場合は、警察署、消防署への通報を行う。

執務スペース

他の執務場所と分離した専用の電話及びFAX受付業務を行うスペースを設けること。ただし、当該業務に支障が生じない場合は、この限りではない。

再委託

本業務は、第三者に委託することはできない。

その他

本業務における専用回線の番号は、区が指定する番号を使用すること。回線開設及び通話等に係る経費は、受託者が負担すること。

### (3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

ただし、契約については、平成30年度予算配当を条件とする。

平成31年度及び平成32年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約を締結する。

## 2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 平成29年度を含む過去5カ年度の間に、自治体における障害者、高齢者、子どもを対象とした虐待通報等受付業務または電話相談業務の受託の実績を有すること。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 法人の経営方針や認証制度の取得状況
- (2) 事業趣旨を踏まえた取組方針
- (3) 本事業を行うにあたっての実施体制（専門員の配置体制や研修、障害特性への理解と適切な対応力、バックアップ体制、受付の流れ、世田谷区の障害福祉サービス事業に関する知識等）
- (4) 苦情や事故対応等の緊急時の体制
- (5) 個人情報保護や損害賠償への対策等の危機管理体制
- (6) 類似事業の受注実績
- (7) 事業開始までの計画性
- (8) 見積金額の妥当性

事務局による事業所への実地調査、ヒアリングの結果も踏まえ評価する。

### 5 手続等

- (1) 担当部課  
障害福祉担当部 障害施策推進課 指導担当
- (2) 説明書の交付期間、提出場所及び方法  
期間:平成29年11月14日(火)から平成29年11月27日(月)午後3時まで  
場所:世田谷区ホームページでの閲覧  
方法:世田谷区ホームページからのダウンロードによる
- (3) 参加表明書の受領期限、場所及び方法  
期限:平成29年11月27日(月)午後3時まで  
場所:下記の本件担当部課に同じ  
部数:所定の様式 1部  
2(4)(5)を確認できる書類の写しを添付すること。  
方法:持参または郵送  
辞退:参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。
- (4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法  
期限:平成29年12月25日(月)午前10時まで必着  
場所:下記の本件担当部課に同じ  
方法:持参または郵送

### 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無有(同一事業 平成31年度及び平成32年度)  
(但し、 予算配当を条件とする。 契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。)
- (3) 契約保証金 不要
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 下記の本件担当部課に同じ

- ( 6 ) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- ( 7 ) 事業者からの提出物は返却しない。
- ( 8 ) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- ( 9 ) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- ( 10 ) 詳細は説明書による。

## 7 本件担当部課

〒154 - 8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区障害福祉担当部 障害施策推進課 指導担当 担当 藤田  
( 世田谷区役所第2庁舎1階5番窓口 )  
電話：03 - 5432 - 2424  
ファクシミリ：03 - 5432 - 3021  
E-mail: sea02083@mb.city.setagaya.tokyo.jp